

議 事 録
名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会
第4回

1. 日 時： 平成 24 年 12 月 26 日（水）9:30～ 12:20
2. 場 所： 東京交通会館 12 階 カトリアサロン B

3. 議事次第

- 1) 国内遺伝資源に対する主権的権利の行使について
- 2) 国内措置のあり方に関する論点について
- 3) その他

4. 配布資料

資料 1 今後の検討会の進め方について

資料 2 国内遺伝資源の保全等の経緯

資料 3 海洋遺伝資源を巡る現状（内閣官房総合海洋政策本部）

資料 4 諸外国における国内 PIC 制度の概要

資料 5 国内 PIC 制度による遺伝資源等に対する主権的権利の行使のあり方に関する論点について

資料 6 外国人に対する特別な取扱いの設定について

資料 7 国内措置のあり方に関する論点整理について

参考資料 国内措置のあり方に関する論点に係る IUCN の名古屋議定書解説手引きによる解釈
（抜粋参考訳）

5. 出席者

（委員）

磯崎座長、浅間委員、足立委員、小幡委員、北村委員、鈴木（健）委員、鈴木（睦）委員、
炭田委員、寺田委員、西澤委員、二村委員、藤井委員、丸山委員、吉田委員

（関係府省）

外務省、農林水産省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省、内閣官房総合海洋政策本部

（事務局）

環境省：星野大臣官房審議官、上河原総務課長、亀澤自然環境計画課長、牛場生物多様性施策推進室
長、奥田生物多様性地球戦略企画室長、永見課長補佐、中澤課長補佐、中尾企画官、浅原係長、辻田
係長、山崎係長、小林事務補佐員

ノルド社会環境研究所：園主任研究員、市村研究員、他

6 . 議事録

開会

中澤課長補佐 予定の時刻が参りましたので、ただいまより、第4回名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会を始めさせていただきます。

初めに、お配りした資料の確認をさせていただきます。

お手元に資料、次第と資料一覧がございます。

資料1「今後の検討会の進め方について」でございます。資料2「国内遺伝資源の保全等の経緯」でございます。資料3「海洋遺伝資源を巡る現状」でございます。資料4「諸外国における国内PIC制度の概要」でございます。資料5「国内PIC制度による遺伝資源等に対する主権的権利の行使のあり方に関する論点について」でございます。資料6「外国人に対する特別な取扱いの設定について」でございます。資料7「国内措置のあり方に関する論点整理について」でございます。

参考資料といたしまして、「国内措置のあり方に関する論点に係るIUCNの名古屋議定書解説手引きによる解釈」をご用意しております。それから、「平成23年度深海底微生物資源の動向等に関する調査」、内閣官房総合海洋政策本部で委託されている調査の報告書がお手元でございます。

資料に過不足等あれば事務局までお願いできればと思います。

(はい)

中澤課長補佐 それでは、磯崎先生に進行をお願いします。

磯崎座長 おはようございます。今回も前回と同じく朝早くから、時間も同じように3時間を予定しています。今日の進め方ですが、関連する資料について、説明を続けて行って、1時間半くらいの予定です。前回と同じように休憩をとりまして、その後議論をするというような大枠で考えていきたいと思っております。

それから、前回までですが、大体利用国としての立場という側面から論議をしてきています。日本国内の遺伝資源に対してどのように対応すべきかという論点が残っていますので、今日からはそちらのほうに論点を絞って議論をしていきたいと思っております。

後でまた今後のスケジュールなど説明がありますけれども、今日を含めて何回か、国内遺伝資源という焦点から議論をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

1) 国内遺伝資源に対する主権的権利の行使について

磯崎座長 それでは早速議事に入ります。最初、議事の1番、いまの国内遺伝資源に対してという観点ですが、前回の最後のほうで、有識者からのヒアリングを含めてというアナウンスをしています。その後の計画について、資料1ですが、それでは山崎さん、お願いいたします。

山崎係長 それでは、資料1につきまして、私からご説明させていただきます。

まず、今後の検討会の進め方について、国内の遺伝資源等に関する外部有識者からのヒアリングについてです。本検討会は、遺伝資源等の利用に関わる有識者の委員の方々を中心に構成しておりますが、遺伝資源の提供国措置の検討におきましては、特に国内の遺伝資源等を中心に、生物多様性の保全と持続可能な利用の現状と課題に関する視点も踏まえた検討を行うことが必要と考えております。

つきましては、次回と次々回、第5回、第6回の検討会において、次の事項に関連する有識者をお招

きし、ご意見をいただきながら検討をすることとしたいと考えております。「我が国の遺伝資源等の保全・管理」、「我が国の遺伝資源等の利用の現状と課題」、「生物多様性と遺伝資源等」です。

なお、外部有識者につきましては、委員の方々からいただいたご意見や各省からのご意見も踏まえまして、現在、具体的な人選などを検討しているところでございます。

次に、今後のスケジュールです。第5回検討会を1月30日に開催いたします。こちらにつきましては、外部有識者からのヒアリングを行い、それを踏まえて、国内遺伝資源等への主権的権利の行使について、ご検討をいただきたいと思います。

次に、第6回検討会は、2月26日に開催を予定しております。こちらにおきましても、引き続き外部有識者を招聘してヒアリングを行い、国内遺伝資源等への主権的権利の行使について、引き続き検討をするとともに、論点の議論も継続したいと考えております。

また、来年度の予定として、引き続き検討会を設置することとし、上半期に数回開催し、検討会として報告書の一定の取りまとめを行う予定でございます。報告（案）につきましては、パブリックコメントを実施する予定です。環境省としましては、検討会の報告を踏まえて、関係省庁連絡会議のもとで、名古屋議定書に係る国内調整等作業部会において、引き続き名古屋議定書の国内措置の検討を進める考えでございます。

以上でご説明を終わります。

磯崎座長 ありがとうございます。既に委員の方々には、このような趣旨についての連絡があって、人選含めてアドバイスをお願いしているところですが、この資料1の内容について、何かご意見などございましたら、いかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

磯崎座長 今年度、あと2回、このような形で行います。この検討会の最初のほうでも触れたかと思うのですが、必ずしも委員が全てを代表しているわけではないということと、それから特に国内遺伝資源に関連するときは、非常に広くさまざまな分野からの関わりがあるということですので、これから後の場合でも、気がついたこと、あるいは忘れられているような分野とか、関係する利用・活動など、そういうことがありましたら事務局宛てにお知らせいただければと思います。

そうしましたら、次の議題です。先程も触れましたように、資料2~6まで、休憩の前の予定で説明をしていただこうかと思います。

そうしましたら、資料2、「国内遺伝資源の保全の経緯」ということですが、山崎さん、お願いいたします。

山崎係長 それでは、資料2についてご説明させていただきます。「国内遺伝資源の保全等の経緯」です。

我が国政府の遺伝資源の保全に関する指針として、昭和59年に、科学技術庁資源調査会の答申として、「遺伝子資源としての生物の確保方策」というものが出ております。これが、遺伝資源の保全に関する唯一の指針ではないかと思われま。

内容は、資源に乏しい我が国が、将来にわたり社会・経済の発展と国民生活の向上を図るためには、科学技術の振興が不可欠であり、その中でライフサイエンスの今後の進展は、遺伝資源の利用に負うところがますます大きくなるものと考えられるため、我が国における長期的かつ総合的な観点に立った遺伝資源としての生物の確保方策を確立することが緊要、ということ踏まえて、遺伝資源としての生物の確保について、確保すべき生物の選定・探索・収集・評価・保存・提供・情報流通等の基本的な方向や推進方策を示したものでございます。

その中で、遺伝資源の保存方法として、施設内での保存と自然生態系内での保存があるとしており、施設内の保存としましては、植物、動物、微生物ごとに保健・医療、農林水産業、鉱工業、環境保全、基礎的研究等の各分野において保全センターを整備すること。既存の保存施設の充実、現在保存施設を有しない野生生物や細胞・DNAを対象とした保存センターを整備。保存センターは個別研究機関との連携の下、選定基準に基づき、計画的に収集・保存を行うことにより、コレクションを増やしていくことを示しております。

次に、自然生態系内の保存として、適切な管理の下、遺伝子資源としての価値を損なわないように生物が保存されることが望ましい。生物分布の継続的観察、環境条件の急激な変化防止、特に多様な遺伝子資源を有する又は重要な遺伝子資源が失われるおそれのある地域について、遺伝子資源の保存を目的とした区域に定めて管理すること。生物分布、生態等に関する基礎調査、保存に必要な区域の大きさや管理方法等の研究をすることにより、自然生態系内での維持に配慮することを示しております。

次のページの表につきましては、施設内の保存、つまり生息域外保全と自然生態系内の保存、つまり生息域内保全別に、左右に分けまして、下向きに時系列でこれまでの各省の政策を記載しております。

生息域外保全につきましては、科学技術基本計画において、どのようなコレクションを、どのように整備していくかの方針を示しており、これを受けて各省がコレクション整備を行っております。

文部科学省では、科学技術基本計画を受けて、知的基盤整備計画に基づき、ナショナルバイオリソースプロジェクトを開始しており、経済産業省では、科学技術基本計画を受けて、知的基盤整備目標を定めて、NITE 生物遺伝資源センターを設置し、農林水産省では、科学技術庁の答申の後すぐに検討会を行いまして、農林水産省ジーンバンク事業を開始しております。環境省では、絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針を作成するなどしております。

生息域内保全につきましては、農林水産省は、保護林として遺伝資源の保存を目的規定に含む保護林を設定しております。環境省では、目的規定に直接遺伝資源の保存等を含んでいるわけではございませんが、生物多様性保全等を目的とした各種の保護区の指定などを行ってきております。

次のページは、現在実施している各省の施策を、生息域外保全と生息域内保全別に記載しております。左側の生息域外保全につきましては、各省がコレクションに関する事業を展開しており、順調に遺伝資源のコレクションが整備されてきたと言えるのではないかなと思います。また、右側の生息域内保全は各省が保護区に関する施策を実施しているということでございます。

以上でご説明を終わります。

磯崎座長 昭和 59 年、30 年近く前ということで、ちょうど生物多様性条約の草案、議論などが始まる、その時期にあわせて国内でこのような形で対策がとられてきているということになります。

質疑は休憩の後で行いますので、続けて、資料 3、海洋遺伝資源の動向についてですが、内閣府からお願いいたします。

内閣官房総合海洋政策本部 おはようございます。内閣官房総合海洋政策本部事務局の参事官、川村でございます。

内閣官房の総合海洋政策本部におきましては、5 年ほど前に成立いたしました海洋基本法に基づいて、総合的な海洋政策を進めているところでございます。

お手元の資料 1 ページ目の下側でございますけれども、この海洋基本計画が、もう 5 年目の見直しを迎えるということございまして、そのために必要な調査などについて、昨年度から取組を開始しているところでございます。

「調査の背景」というところをご覧いただきたいと思いますが、海洋基本計画、現行基本計画

が作成されました5年ほど前、熱水噴出孔周辺での「化学合成菌」等が発見されたというような流れをくみまして、深海底の微生物資源への注目が高まったといったような状況がございました。そこで、現行の海洋基本計画におきましては、「深海底微生物の遺伝資源については、今後、医薬品、新素材等々、さまざまな関連産業発展の可能性があるので、深海底微生物資源の取扱いを巡る国際的な動向を把握しつつ、我が国として対応方針及び対応体制を早急に整備する」と、こういった記述になっているところでございます。これを受けまして、現在、その後の状況がどうなっているかということ把握しつつ、新たな海洋基本計画を策定するというところで、検討が開始をされているという状況でございます。

現状について、昨年度、株式会社ノルドのほうに受託をしていただきまして、調査をしたところでございます。その結果をここに記載したものでございますけれども、あくまでも、いま申し上げましたように、名古屋議定書対応という視点から調査をしたわけではなくて、新たな産業の可能性という視点から調査をしているということ、ご承知おきいただきたいと思っております。

ページをめくっていただきまして、左上になりますけれども、海洋遺伝資源を応用した製品化の事例といったような切り口で、まず調査をいたしました。

深海の微生物由来のものにつきましては、ネオアガロ等々といったようなものが見つかっている。あるいは、これの製品化といった取組がされているということでございます。深海底の生物につきましては、主に JAMSTEC がとってきているといったようなところでございますけれども、なかなか具体的な製品につながっている事例というのはむしろ少ないといったようなことが現状であるということでございます。

また、その下、いわゆる深海生物以外ということで、海綿由来の物質ですとか、あるいは超好熱微生物由来の酵素といったようなものについての取組も進められているということでございます。これらにつきましては、一部の大学、あるいは企業が出資をされた独立の研究機関、こういったようなところが取組を進めているということでございますし、国内外を含めて、こういった遺伝資源といったようなものが相当程度集められているということでございますけれども、やはり製品化という観点でいきますと、あまり活発にたくさんのが製品化されるという状況ではないということでございまして、結果としては、5年前から、いわゆる製品化、新産業化といったような観点で見ますと、あまり進展がないというのが結論であるということでございます。

今後またいろいろと製品化の努力などが進められていくということだろうと思っておりますが、当然、関係する制度といたしまして、ABS の関係というものに目を配らなければいけないということで、関連情報として、国内外、特に外国の状況がどうなっているかということについて情報を収集した結果を、その下から右のページにかけて整理をしております。

いわゆる海洋における ABS に特化した法規を有する国というのは、いまのところノルウェーのみであろうということでございます。そのほかにつきましては、いわゆる海洋に特化したということではないわけですが、ABS の法規制について検討が進められている状況というものが整理をしているということでございます。

詳細につきましては、委員の方々には報告書を冊子でお配りしてございますので、またお目通しをいただければというふうに思います。

調査の結果としては以上でございますけれども、海洋に関連する情報として私が承知するところを申し上げますとすれば、一つは、何といたっても水産の関係の利用というものが海洋では大きいわけでございます。いわゆる漁獲対象ということで直接 ABS に関係するということではないのかもしれませんが、特に養殖の現場では、種苗の品種改良、育種といったようなものも進んでおりますし、これの外

国からの導入、あるいは外国への輸出といったようなものも行われている実態がございますので、こういったことを念頭に置きますと、やはり ABS といったような観点からの検討が今後必要になってくるのではないかというふうに思われます。

また、一部大学の先生からお伺いをいたしますと、遺伝資源に関連するような試料の収集を海外で行おうとした場合に、やはりいろいろと注文をつけられるといったような事態が増えてきているというようなことも伺っておりますので、海洋あるいは、いわゆる水中の生物に関する ABS 対応ということについても、今後何らかの検討が必要なのではないかなというふうに感じているところでございます。

以上でございます。

磯崎座長 ありがとうございます。資料 3 といまの説明についてなのですが、川村参事官は途中で退席するということですので、資料 3 についての質問やご意見などありましたら、この場で議論したいと思いますのですが、いかがですか。

どうぞ。

炭田委員 ちょっとご質問させていただきます。たしか、日本は国のサイズとしては小さい国けれども、200 海里の排他的経済水域の面積を全部含めると、面積としては世界で第 6 番目の大国であり、海洋資源に関してはオーストラリアと日本が世界のナンバー 1、ナンバー 2 あたりにあるというのを新聞等で読みましたけれども、正しいのかどうか、ちょっとご説明ください。

内閣官房総合海洋政策本部 面積を計算していきますと、炭田委員がおっしゃったように、いわゆる領海と EEZ、これを含めると、6 位前後 6 位というふうに出ている資料も多いのですが、いわゆる領海とか、確定していないところとか、いろいろなものが世界中にいくつかありますので、その辺の捉え方によって若干順位が変わるかなと思いますが、いずれにしても両手よりは少ないような順番というような感じであろうかというふうに思います。

それから、今年度のトピックといたしましては、大陸棚の延長の問題があります。200 海里を越えて、いわゆる地続きといいますが、そういったようなことである部分について、大陸棚を延長して、そこに大陸棚上の主権的権利を行使できるということでございますけれども、これにつきましては、国際的な形で国連のほうに申請をして、それを科学的に認めていただいた上で国内法的な措置をとると。それで初めてそういった主権が主張できるということになります。

現在は、既に国連に申請をしていた海域のうち、かなりの部分について、それを認めるという答申をいただいたという状況でございます。今後、この認められた水域については、国内的な措置をすることによって、海洋、いわゆる大陸棚における主権的権利というものを主張し、行使することができるようになっていくということでございます。

あと、沖ノ鳥島の南側へ向かって広がる水域については、答申が見送られた形になっております。そこにつきましては、再審査をお願いするなり何なりの措置をこれからとることになるかと思えますけれども、いずれにしてもそのような状況にあるということでございます。

炭田委員 資源の量とか種類に関して、オーストラリアと同じぐらい、ナンバーワンとかツーとかというのが新聞で書いてありましたけれども、その事実関係はどのようなのですか。

内閣官房総合海洋政策本部 資源とおっしゃる、その資源の内容が、同じ資料を読んでいないことがありますので、なかなか申しかねるところがありますけれども、例えば漁獲量とかいう水産資源という観点で言えば、日本の漁獲というのは、オーストラリア等に比べればずっと多いということだろうと思えますし、一方、遺伝資源とか、いろいろな視点で捉えたときに、私が承知している限りでは、あまり量的に何位であるといったようなことで捉えられるだけの情報というのはないのかなという気がいた

します。

あと、一般的に資源と言われた場合、多分炭田先生のご質問ですから生物資源ということだろうと思いますが、資料によっては、例えば鉱物資源とかいったようなものも資源という形で捉えられている場合もあるかというふうに思います。

吉田委員 各国の状況を調べられた中で、一つの質問は、韓国については生物多様性法を制定見込みということで、ABSに関する詳細についても検討中ということですが、これも、海洋に関するものについてのABSを含んでいるということなのかどうかというのを伺いたいということと、それから、報告書にはロシアが入っていませんが、我が国と領海を接するという面では、ロシアに関する情報がありましたら教えていただきたいとします。

内閣官房総合海洋政策本部 詳細な中身まで、私どもも調べ切れていない部分がございます。この報告書は、いわゆる外国の部分につきましては、インターネットとか、そういった形でとれる情報の限りで調べており、現地に行って詳細な調査をしていないという事情がございます、ここに記載した以上のことはちょっと承知していないという現状でございます。むしろ、今日は国内ということだろうかと思いますが、環境省さんのほうがもうちょっと詳細な情報をお持ちなのかなというふうに思います。

磯崎座長 そのほかの委員の方で、資料3との関わりではどうでしょうか。

二村委員 スライドの4枚目のところに、ノルウェーの海洋資源法、2009年1月施行というのがありまして、地理的適用範囲、「ノルウェーの船舶上」とありますが、これについて簡単にご説明いただけますでしょうか。

内閣官房総合海洋政策本部 これもインターネットで書いてあるということだろうと思いますが、いわゆる船舶というのは、旗国、つまり船が国籍を持つわけですが、その国を離れてどこを航海しようと、その船の上というのは、その国の領土と同じ扱いになるということなので、船の上も同じように扱うということが規定されているということだろうと思います。

二村委員 それをここに記載せざるを得ない何か事情みたいなものがあるのでしょうか。

内閣官房総合海洋政策本部 せざるを得ないというよりも、調べた制度にこのように書いてあったという事実だけでございます。

二村委員 わかりました。ありがとうございます。

磯崎座長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

磯崎座長 そうしましたら、資料3、海洋関係についてはいまの形にしたいと思います。

続いて、それでは資料4ですが、これは諸外国で国内の遺伝資源についてどのような法規制をかけているのかという現状です。

それでは、これも山崎さん、お願いいたします。

山崎係長 それでは、資料4についてご説明させていただきます。諸外国における国内PIC制度の概要をまとめたものでございます。

事例としまして、以前検討会で炭田委員から参考にすべきとご意見をいただいたフィリピンとインド、それに加えて、オーストラリアの連邦政府とクイーンズランド州と北部準州、デンマークのグリーンランド領、南アフリカ、マレーシア、デンマーク、ノルウェー、それからCBDの締約国ではないのですが、アメリカ合衆国を取り上げております。なお、ノルウェーにつきましては、行政規則を検討中ですが、現在パブリックコメントが出ております。また、マレーシアにつきましては、現在の案段階のもので、実施されているものではありません。この他にも国内PIC制度を実施している国がいくつかあ

りますが、資料の準備や分析の都合上、取り上げる国を限定しておりますことをご了承くださいと思います。

資料の右側の項目は、各国毎に、国内の法令の名前、その法令等の目的、その法令等の適用範囲、適用の対象として、対象となる資源、地域、行為、先日の検討会で内外差別のお話があったので対象者、適用対象外、規制の内容、原住民等社会/伝統的知識に関する措置という項目を設けて、整理しております。使用した情報としては、平成 22～23 年度の環境省の委託業務調査の報告書、平成 21 年度の経済産業省の委託業務の報告書、それから各国の法制度の英文などを参考にしております。

時間の関係上、参考になりそうな事項を中心に説明させていただきます。

まずフィリピンは、1995 年に制定した大統領令などにより、早い時期から遺伝資源アクセス規制を導入したことで知られております。この制度は、第 2 回検討会で炭田委員からご指摘がございました内外無差別となっております（後の議論において訂正）、厳しい規制制度であったことから、2001 年に、野生生物資源保全保護法及び、そのもとに 2005 年に定められたフィリピンにおける生物探査活動のためのガイドラインによる制度に改められております。資料には 2005 年の制度を記載しております。

目的です。アクセス手続の整備による遵守の促進、提供者との交渉指針、費用対効果が高く、透明性あるモニタリングシステムの確立を挙げております。

適用範囲です。フィリピンの全ての土地における全ての生物資源に対する商業目的に限定したバイオプロスペクティング活動です。なお、科学研究目的につきましては、法に基づく許可制をとっております。

対象者です。国内の利用者も含めて全ての利用者です。フィリピンの国民と外国人は申請の料金が異なっております。

適用の対象外です。伝統的な利用、直接利用の従来型の商業的消費、一定の基礎的科学研究、薬用植物の開発などを指定して除外しております。

規制の内容です。フィリピンにおけるバイオプロスペクティングは、関係大臣とのバイオプロスペクティング協定の締結により許可を得ることとしており、関連する資源の提供者から PIC を取得し、利益配分交渉をすることとしております。資源の利用者は、実施機関に申請するにあたり、資源の提供者から MAT を取得し、利益配分交渉の証明と利益配分条件の要約を実施機関に提出することが定められております。また、申請が承認された場合は、生態系再生や履行の保証書を提出することや、採集するサンプル量の最大限の数を定めるなど、保全への配慮がなされていることになっております。利益配分については、バイオプロスペクティング料として具体的な金額や割合の規定が定められております。1 件当たりの金額、ロイヤリティについては 1 カ所毎年の金額が具体的に定められております。また、非金銭的利益配分についても、物品の提供や技術の移転、研修等の能力構築・支援等が規定されており、特に外国人利用者の場合は、フィリピン人が研究協力者として参加することを条件としております。罰則規定については、無許可の場合は禁固・懲役刑や罰金、また協定の規定の違反の場合は、協定の解除や採集物の没収、フィリピンでのアクセスの永久禁止などの制裁が規定されております。また、違反の行為はメディアに発表されて、監視機関に報告されるなどの規定もございます。

次に、インドの事例です。インドは 2002 年に生物多様性法を策定し、2004 年に、規則により生物資源及び関連する伝統知識へのアクセス管理、インド由来の知的財産権出願の承認制などを規定しております。

制度の適用範囲です。インドの全域において研究、商業利用を、生物の調査と利用を目的に、インドに産するあらゆる生物資源及びこれに関連する知識へのアクセスを管理しております。

対象者です。外国人やインド国民でそこに居住していない方、また外国の法人、外資のインド法人等によるアクセスについては中央政府が管理しており、インド国民については中央政府ではなく州政府により管理するという、外国人とインド国民を区別するような制度をとっております。

適用対象外です。コモディティを含む一定の品目の適用除外ができるという規定のほか、農業や畜産等の従来の育種や伝統的な利用、ヒト遺伝資源の素材などが除外されております。

規制内容です。まず、外国人等については、生物資源や関連する伝統知識へのアクセスは、研究目的、商業目的を問わず許可が必要です。申請料を支払い、アクセスする生物資源の保全のための措置を定めることが承認の条件となっております。また、生物多様性局が、環境に対して管理や軽減が困難な悪影響が及び、あるいは遺伝的な浸食や生態系の機能に影響が及び可能性がある等の場合に、必要に応じてアクセスの申請を制限したり、禁止措置を実施したりすることができます。インドで取得した生物資源に関連する研究、または情報に基づく発明については、国家生物多様性局の事前承認を得ずにインドの内外で知的財産権の申請を行うことを禁止しております。罰則については、最長 5 年の拘禁刑又は最高 100 万ルピーの罰金、あるいは両方と規定されております。

次に、インド国民への規制内容について、商業目的の生物資源アクセスについて、州生物多様性評議会への事前通告が必要です。また、利益配分として、知的財産権の共有や技術移転などが規定されております。（罰則は最長 3 年の拘禁刑又は最高 50 万ルピーの罰金刑あるいはその両方です。）

次に、オーストラリアについてご説明させていただきます。

オーストラリアでは、生物資源に対する権限は各州にあり、連邦と州の申し合わせに基づいて州ごとに国内 PIC 制度を検討しています。これまで、クイーンズランド州や北部準州が州法を制定し、ビクトリア州が政策を策定しております。また、連邦管轄地域については、1999 年に、環境保護及び生物多様性保全法において、連邦管轄下の生物資源へのアクセスを規定し、詳細を 2005 年に定めた、その同法規則によって規定しております。オーストラリアにつきましては、連邦政府の制度のみご説明させていただきます。

適用範囲です。連邦管轄地域の生物資源に限定しております。また、3 海里以遠の排他的経済水域までの海域を含むとしております。なお、州の管轄地や 3 海里以内の海域は、州法が適用されることになっております。

対象行為です。生物資源を構成するか、それに含まれている遺伝資源又は生化学化合物に関して研究・開発するために、在来種の生物資源を採取することを目的として、ある土地に立ち入って生物資源を研究・開発目的で採取する行為を規制対象としております。

適用対象外です。除外される活動を規定しています。先住民による生物資源の取得、ヒトの遺体へのアクセス、水産養殖のための収集や食糧のための野生生物などの取得、繁殖のための生殖素材の収集、遺伝子組み換え生物や育種者の権利に関する植物品種の採取などを除外しております。

規制内容です。連邦管轄地の生物資源へのアクセスには許可が必要とし、商業目的または潜在的な商業目的の場合は、所有者である連邦政府と利益配分協定を締結し、非商業目的の場合は、利益配分協定は不要ですが、土地の所有者である連邦政府の許可が必要とされております。また、必要に応じて、申請されたアクセスについて環境影響評価の手続きをとることを定めております。アクセスの対象とする生物資源が存在する土地の権利者をアクセスの提供者と位置づけて、当該アクセス提供者との利益配分協定の締結又は許可の取得を求めております。また、報告書等では、PIC 制度の導入の副産物として、報告制度をつくることによって生物多様性に関する科学的なデータや採集過程で認識された自然環境の異変についての情報を低コストで得られる、というメリットが指摘されております。

南アフリカでは、2004年の生物多様性法と2008年の規則により規制されております。

南アフリカの生物多様性法では、在来生物資源の研究・開発、応用を対象として、外国人や外国法人が申請する場合は、南アフリカの国民と共同で申請する必要があると規定されております。また、許可申請の際には、原住民等からPICを得て、利益配分協定を締結している必要があります。

デンマークのグリーンランド領です。2006年のグリーンランド議会の法律に定められており、こちらでPIC制度を講じているのですが、調査・研究のために生物資源の取得を行う場合は事前に調査免許の交付が必要で、その調査免許の条件として、環境及び自然への被害を最小限に抑えるような方法の実施が必要とされております。また、調査免許や調査対象の素材、調査の結果を第三者に譲渡、情報提供するには、グリーンランド政府の事前の承認が必要とされております。商業利用する場合には、事前に商業用免許の交付を受けることになっております。利益配分として、調査結果の公表などが規定されております。

次に、ノルウェーです。2009年の自然多様性法及び2009年の海洋資源法で国内PIC制度を講じております。なお、ノルウェーの規則案に対するパブリックコメントが12月21日付で開始されたようで、期限が4月までになっています。内容は、ノルウェー語のため、まだ分析できていない状態ですが、PIC/MATの詳細な手続や利益配分率などが規定されているようでございます。

次に、マレーシアです。こちらはまだ案段階ですが、2012年の生物資源アクセスと利益配分法があります。内外無差別の制度で、この欄に記載しているものを適用除外として規定しております。商業目的の場合は資源の提供者と利益配分契約の締結が義務づけられており、非商業研究目的の場合は許可申請が必要とされております。あらゆる研究は公的高等教育機関や政府機関などと協力しなければならないなどと定められております。

最後に、CBDの締約国ではありませんが、アメリカ合衆国です。国立公園に関連する法律により、国立公園において調査サンプルを採取する際には許可申請が必要とされ、その利益配分協定の締結などが定められています。

以上でご説明を終わります。

磯崎座長 ありがとうございます。既に法令として定めている場合と、まだ法案の段階のものが入っています。それから、主に開発途上国が多いのですが、オーストラリア、ヨーロッパ諸国を中心として、いくつかの先進諸国も整備をし始めているという段階です。

それでは、次の資料5ですが、国内PIC制度を設定するときに考えるべき論点というのをまとめたものです。

それでは、続いて資料5をお願いいたします。

山崎係長 資料5、「国内PIC制度による遺伝資源等に対する主権的権利の行使のあり方に関する論点について」のペーパーをご説明させていただきます。

これまで資料でご説明しました国内の遺伝資源の保全の経緯や、諸外国の動向などを踏まえまして、国内PIC制度による遺伝資源等に対する主権的権利の行使のあり方に関する論点を事務局で整理いたしましたので、ご説明させていただきます。

議定書の第6条に基づく遺伝資源へのアクセス制度及び議定書第7条に基づく遺伝資源に関連する伝統的な知識へのアクセス制度を総称して「国内PIC制度」と言っております。この国内PIC制度の整備は議定書の締結に当たっては必須の項目ではございませんが、議定書第1条の目的である、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分、生物多様性の保全とその構成要素の持続可能な利用への貢献に資するという観点から、他国の動向も踏まえつつ、我が国における国内PIC制度による遺伝資源

等に対する主権的権利の行使のあり方についても検討をしていくことが必要です。

検討におきましては、国内 PIC 制度の整備の必要性の有無や、仮に整備した場合の利害得失も含めまして、国内に存在する遺伝資源等の保存と利用に係るこれまでの取組状況も踏まえて、次に示すような幅広い論点が考えられます。

まず 1 番目の「遺伝資源等に対する主権的権利の行使のあり方に関する論点」でございます。

我が国は、現在、生物多様性条約に基づく遺伝資源等に対する主権的権利の行使としての国内 PIC 制度を有してはませんが、資料 2 でご説明しましたとおり、生息域内又は生息域外においてさまざまな方法で遺伝資源の保存と利用を図っております。

国内 PIC 制度につきましては、どのような目的や効果を期待するのかによってさまざまな様態が考えられ、これまでの遺伝資源の保存と利用に関する取組状況を踏まえた十分な検討が必要と考えられます。

(1)「国内 PIC 制度を導入する場合の目的や効果あるいはそれによる影響について」の論点でございます。

まず、「遺伝資源等を自然資本として適切に保存・利用して次世代へ継承」です。これまで遺伝資源の収集・保存・供給体制の整備や自然環境の保全による遺伝資源の生息域の保全などはそれぞれ取り組まれてきておりますが、これらに加えて、国内 PIC 制度を新たに導入することの目的と効果は、遺伝資源の次世代への継承という点で、どのようなものが、どの程度に考えられるか。

次に、「遺伝資源等へのアクセス行為による生物多様性への影響の最小化」としまして、生物多様性の保全上重要な地域は、これまでも、土石の採取の開発行為や野生動植物の捕獲や採取などの規制を既存の法律などで実施しております。これらに加えて、国内 PIC 制度を新たに導入することの目的や効果は、その生物多様性影響の最小化を図るという点で、どのようなものが、どの程度に考えられるか。

次に、「利益配分による生物多様性の保全の推進」です。議定書 9 条に規定されているその保全及び持続可能な利用への貢献を踏まえまして、利益配分による貢献として、金銭的な利益配分による生物多様性保全に関する事業の推進や、非金銭的な利益配分による遺伝資源の利用の際に得られた生物多様性情報の取得、また、それらに伴う生態系サービスの価値の可視化や保全コストの算定や、アクセスしたときに得られた環境異変に関する情報の収集などが考えられます。実際にどの程度利益配分を期待できるか。また、金銭的な利益配分については、契約主体や契約の内容、また公的機関の場合は配分の受け入れの方法や、既に設定されている権利との調整など、さまざまな論点が必要ではないかと考えられます。

次に、「日本国内で取得した遺伝資源等であることの国際的な証明」です。国内 PIC 制度が導入されれば、日本国内で取得した遺伝資源等を海外で利用する場合に、日本国内で適正に取得されたことを国際的に証明することにより、制度的に保証された遺伝資源等として国の内外での利用が促進され、国内遺伝資源等の探索の推進及び利用の促進につながるものが考えられますが、どの程度の需要が期待されるか。

「研究開発等への影響」について、前に検討会でもご指摘があった点ですが、国内 PIC 制度を導入した場合に、国内遺伝資源等の探索の推進及び促進をはじめ、国内の遺伝資源に関する調査、研究開発に負担になる可能性が考えられるのではないかと。

次に、(2)の「国内 PIC 制度を導入しない場合の影響」です。「国内遺伝資源等へのこれまで通りのアクセスの維持」としまして、アクセス環境を維持して、引き続きスピーディな国内の遺伝資源の利用を可能とすることによって、国内遺伝資源の探索の推進などにつながるものが考えられるのではないかと。

そのほか、将来的に、仮に国内 PIC 制度により遺伝資源等に対する主権的権利を行使する締約国が増

えた場合でも、我が国が国内 PIC 制度を導入しないという場合には、何らかの支障が生じるおそれはないか、というような論点がございます。

次に、2 番目の「国内 PIC 制度を導入する場合に検討すべき論点」です。(1)のほうで見ました国内 PIC 制度の目的や検討の効果を踏まえまして、産業や学术研究への影響を考慮した合理的な制度を検討する必要があります。検討事項は多岐にわたると考えられます。資料 4 の諸外国の国内 PIC 制度も踏まえ、次に(1)～(5)に、考えられる論点、検討すべき論点をまとめております。また、制度の検討にあたっては、国内で前例になりそうなものが少なく、限られたものしかないため、法制度的な面から多様な論点について検討が必要になることが想定されております。

(1)の「遺伝資源等及びその利用の範囲」です。遺伝資源等に関して、土地への定着性や視認性、希少性ですとか、生息環境の脆弱性などを踏まえた適用範囲の考え方。また、商業的又は非商業的な利用の目的に応じた適用の可能性とその考え方。

(2)の「アクセスの対象となる生息環境や保有の形態」としましては、陸域、海域、深海など生息環境に応じた適用を分けるなどの考え方。また、生息域内と域外・コレクションの遺伝資源等の所在に応じた適用の考え方。国公有地と私有地など土地の所有形態に応じた適用の考え方。また、国立公園などの保護地域への適用の考え方がございます。

次に、(3)の「人的範囲」です。外国人のみに適用する、あるいは日本人と外国人に等しく適用する、または日本人と外国人に応じて区別した制度を設定するなどの考え方がございます。また、貿易に関する国際的な制度との整合や、ほかの締約国の制度との調和の考え方などもございます。

(4)「遺伝資源等に関連する既存の権利制限関係との調和」としましては、国が遺伝資源への既存の権利制限に関与する考え方、あるいは国の役割と地方の役割の考え方、また、原住民社会及び地域社会の関与の考え方。

(5)の「利益の配分先」です。契約主体や契約内容の考え方。また、公的機関の場合は配分の受け入れ方法の考え方。既存の権利関係との調整の考え方。また、遺伝資源のアクセス規制との連動などが挙げられます。

以上でご説明を終わります。

磯崎座長 続けて、内外無差別に関連する資料 6 をお願いいたします。

辻田係長 資料 6 について、私のほうからご説明させていただきます。「外国人に対する特別な取扱いの設定について」、いわゆる内外差別の関係でございまして、

初めに、考慮すべき関係規定等についてご説明いたします。

WTO における規定に関しては、関税及び貿易に関する一般協定とサービスの貿易に関する一般協定が関係します。

(1)の「関税及び貿易に関する一般協定(GATT 協定)」においては、第 3 条におきまして、製品の購入または使用等に関する法令及び要件等は、国内生産に保護を与えるように国内産品に適用してはならないこと、第 11 条において、締約国は、他の締約国の領域に仕向けられる製品の輸出若しくは輸出のための販売等について、いかなる禁止又は制限も新設してはならないことを定めています。ただし、第 20 条において一般的例外が規定されておりまして、正当と認められない差別待遇の手段となるような方法で、又は国際貿易の偽装された制限となるような方法で適用しないことを条件として、動物又は植物の生命等の保護のために必要な措置や、有限天然資源の保存に関する措置等をとることは妨げられないとしています。

GATT 協定に係る事例としましては、中国によるレアアース等の輸出規制が挙げられまして、こ

の件については、GATT協定の第11条との整合性が問題となっています。

(2)「サービスの貿易に関する一般協定(GATS協定)」に関しては、第17条において、加盟国はサービスの提供に影響を及ぼすすべての措置に関し、他の加盟国のサービス提供者等に対し、自国の同種のサービス提供者等に与える待遇よりも不利でない待遇を与えることと規定しています。ただし、(1)のGATT協定と同様に、第14条において、一般的例外として、動物又は植物の生命等の保護のために必要な措置等をとることは妨げられないとしています。

GATS協定第17条に關係する事例としましては、昨年の外交防衛委員会での議論がございます。外国資本による国内の森林買収を規制するための対応を求められた外務副大臣が、GATS協定第17条の規定を根拠としまして、「他のWTO加盟国の国民等がサービスの提供に際して我が国の土地を取得することについて、原則として国籍を理由とした差別的制限を課すことは認められない」旨を発言しています。

次に、日本国憲法に関してです。憲法第14条では、「すべて国民は、法の下に平等であつて、差別されない」と規定しています。第14条に關係する最高裁の判例が二つございまして、一つ目、在留外国人に関する案件については、第14条も含まれます「憲法第三章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものと解すべき」と判示しています。

また、別の案件に関して、「憲法第14条は、法の下に平等を定めており、この規定は、事柄の性質に即応した合理的な根拠に基づくものでない限り、法的な差別的取扱いを禁止する趣旨であると解すべき」等と判示しています。

なお、経済的自由権に関しましては、その権利の性質上、外国人に対して国民と異なる特別の制約を加える必要があるとされていまして、外国人に対して制限を課した法令事例としては鉱業法、電波法などいくつかございますけれども、限定的と言える状態でございます。

次に、「相互主義」についてです。相互主義とは、国内法上、他国が同様の扱いをすることを自国がその他国の国民等について一定の扱いをする条件とすることを言ひまして、「相互の保証」とも呼ばれます。国内PIC制度に関しては、現時点で把握しているところでは、インド及びフィリピンを除く大方の他国は、外国人と国民とを区別した制度は設けていないという状況にあります。

次に、名古屋議定書における関係規定と議定書の交渉時の議論についてです。

関係規定としましては、第6条3(b)の「遺伝資源の取得の機会の提供に関する公正な、かつ、恣意的でない規則及び手続を定めること」が該当します。

GATSやGATTのように明確な規定にはなっていませんけれども、交渉時には、日本やEU、カナダが、外国人に対して差別的な制度とならないようにすべきと提案していたという経緯がございます。

以上を踏まえまして、外国人に対して特別な取扱いを設定しようとする場合には、あらかじめ、外国人を区別する必要性とその理由、WTOの協定との整合性、他国との関係性への影響について十分に検討を行う必要がございます。

説明は以上です。

磯崎座長 ありがとうございます。資料6まで、そのうち資料3については途中で質疑を行っておりますので、その3を除いた残りについて、この後質疑を行います。ここで10分間休憩をとります。10時45分から再開いたしますので、その間、いま続けざまに資料の説明がありましたので、それについて考えておいていただければと思います。

それでは、ここで45分まで休憩に入ります。

午前 10 時 35 分 休憩

午前 10 時 45 分 再開

磯崎座長 それでは、再開したいと思います。

資料 2、それから 4、5、6 ですが、それぞれ資料ごとに見ていきたいと思います。資料 2 はどうでしょうか。

どうぞ。

二村委員 質問ではなくて、簡単なコメントですけれども、資料 2 の最初のところに、「資源に乏しい我が国が」とありますけれども、生物資源に関しては決して乏しくないという前提で考えるべきのかなというふうに思います。

以上です。

磯崎座長 はい、どうぞ。

丸山委員 ちょっと質問させていただきたいのですけれども、この資料をつくられた時点で、ex situ と in situ のこの切り分けをしているときに、例えば個人の持ち物でありますとか、あるいは民間等の施設が持っている遺伝資源あるいは生物資源といったものについては、どういうふうな考え方をとるかということは検討をされたのでしょうか。

山崎係長 この資料をつくるときには、政府としてどのような取組をしてきたという観点でつくっておりまして、民間の方の取組については取り上げておりません。

丸山委員 すみません。ちょっと質問の仕方がよくなかったようで。そういったいわゆる個人の所有物であるとか、民間で管理しているものというものは、この検討の俎上に上げたのでしょうか。それとも、どういうふうな考え方をとられたのでしょうか。

中澤課長補佐 昭和 59 年のこの答申から始まっているのですけれども、この答申の中には、ex situ と in situ の保存の考え方について、推進のための方策という項目があって、各省庁と産官学を連携してこういったものを進めていく必要があるのではないか、というようなことが一般的に書かれているというところが内容でございます。

磯崎座長 そのほか、資料 2 ではいかがでしょうか。

丸山さん、よろしいですか。

丸山委員 はい。

磯崎座長 そうしますと、おそらく資料 2、いま丸山さんからの質問にもありましたように、産業部門、特に個人や企業という、その部分についてというのは、必ずしも明確に出てこないところがあるのかもしれないですが、この資料の射程としては、国がどのような政策をしてきたかという、その観点でまとめてあるという、そのような理解になるかと思えます。

そうしましたら、次、資料 4 ですが、横長のペーパーで、既に各国で行われている規制の動向についてです。

炭田委員 事務局の情報ソースとして追加して頂いたらよいのではないかとと思われる参考資料があります。後で事務局にお渡ししますので、ここでちょっと発言させていただきます。

フィリピンの ABS 国内法についてですが、その規制が非常に窮屈なためアクセス法としては機能していないのではないかとという遺伝資源利用者側の認識が世界的にかなり広く存在します。前回の会議でもそれは発言したと思いますが、フィリピン国内の人等がこれをどう考えているかについて触れた資料がある、ということについて申し上げます。

一つは、ASEAN の枠組みの中に位置づけられる「アセアン生物多様性センター(ASEAN Center for Biodiversity, ACB)」という団体がマニラにあります。ACB が 2011 年 5 月 25 日～27 日に北京で開催した ASEAN の人たちが主として集まる会議の資料の中に、ACB の人(フィリピン人)が書いた資料があります。それによりますと、これまでにフィリピンの ABS 当局と遺伝資源利用者間で合意された研究及び商業用の協定は極めて少数しか存在しない。その主な原因は、フィリピンの ABS 規制が厳し過ぎるという認識がすでに広く存在すること、ABS の実施ガイドラインにあるロイヤリティ規定(商業化した際は総売上上の 2%以上のロイヤリティを払わなくてはならないという規定)が商業目的の研究開発のためのアクセスに対するディスインセンティブになっている、と書いてあります。遺伝資源利用者がこの規定を知った途端に、大多数の者はそもそもフィリピンにアクセスするのを断念する。つまり、フィリピンが海外の遺伝資源利用者の関心の対象外として扱われているということだと思います。フィリピンは ABS 国内法を設置した世界最初の国ですが、その挫折 (setback という語が使われている) は ABS 国内法の実施上の問題にある。実効性があるように実施するためには、省庁間の調整と協力が必要であると指摘されています。つまり、この ABS 大統領令は、環境省と農業省が中心になり、科学技術省、貿易省、教育に係る省等々が関係しているのですが、省庁間の調整がうまくいっていないということをこの資料は示唆しています。

それからもう一つの参考資料ですが、これはカナダの持続可能な利用に関する法律の研究機関から今年の 7 月にペーパーが出ました。スイス環境省がお金を出した調査プロジェクトです。ホルヘ・カブレラ (Jorge Cabrera) というコスタリカの法律家で ABS の分野では名の知られた人ですが、フィリピン大統領令 247 の下で 1996 年～2004 年の間に、研究用及び商業用で ABS アクセスが許可されたのはそれぞれ 1 件ずつであった、と書いています。つまり、ほとんどアクセスが止まったということですね。先ほど触れました ACB (アセアンセンター) の資料では、大統領令 247 の後釜として議会で可決されたフィリピン野生生物資源保全保護法が出た施行された以降も、アクセスはほとんど進んでいないということです。つまり、1995 年から現在までの間、フィリピンでの遺伝資源アクセスがほとんど進んでいないということが、これらの資料によってわかつています。

それから、インドに関して前回発言させて頂いたと思いますが、ここでちょっと触れさせていただきます。インドの生物多様性法第 6 条と生物多様性規則第 18 条によると、インド産の遺伝資源を使って行った発明を特許出願したい場合は、事前に国家多様性当局(National Biodiversity Authority, NBA)へ許可申請しなければならない。非常に激しい R&D 競争の世界にいる企業等の立場に立つと、今日、発明したら、明日にでも特許出願したい。ですから、このような義務が課されているインドの遺伝資源に対して、研究開発の目的でアクセスすることは、ほとんどの企業が敬遠するというのが現状です。

今日初めてアメリカが出てきましたが、ちょっと付言させていただきます。アメリカは、現在、生物多様性条約には加盟はしていないけれども、クリントン大統領の時に条約に署名し議会に批准を要請したが、議会が採りあげなかった、と聞いています。大統領権限下にある国立公園等(例えばイエローストーン国立公園)で、当時から生物多様性条約の原則に似たルールを作ったケースがあります。古い話になりますが、1960 年代にイエローストーン国立公園で見つかった耐熱性微生物が、数十年後に PCR という分子生物学等にとっては非常に重要な技術の発明に貢献し、広く商業的に応用されています。当時、生物多様性条約はなかったし、イエローストーン国立公園にも微生物の利用に対するルールはなかったため、PCR の商業利益について利益配分はされませんでした。生物多様性条約で ABS が議論される時代になって、イエローストーン国立公園はルールを一部改正し微生物の利用ルールを導入しました。そのことが話題になった当時、バイオインダストリー協会では日本にイエローストーン国立公園の

部長さんをお招きして、シンポジウムでしゃべってもらったという経緯もあります。

ここで付言したいのですが、環境の「保全 (protection)」と「保護 (conservation)」という言葉の意味は違って、保全というのは、我々の子孫も今と同じように環境の恩恵を受けられるようにするという前提で、現在も持続可能な利用はしましょう、ということだと理解しています。イエローストーン国立公園のルール改正は、企業に対して資源アクセスのルートを明確にした、という規制緩和の効果があつたという印象です。ルール改正の後で、アメリカのバイオ・ベンチャー企業がイエローストーン国立公園と協定を結んで微生物資源にアクセスしていることが報道されています。保護地域に対しても、「持続可能な利用」という観点から資源の利用に対する道筋もつけるというアメリカの経験が参考になるのではないかと、思います。

磯崎座長 そのほか、諸外国の法令について、どうでしょうか。

北村委員 資料4を見ておきますと、国内的に整理した特徴的なことがございまして、通常、許可を与えるときには、基準に基づいて判断するのが通常なのですが、多くのところは、事前に協定を締結していることを許可基準の一つとしているようなのです。この協定を締結する相手が、フィリピンのように大臣が、行政ですからそんなむちゃくちゃな理由で許可・締結しないということはなかろうかと思うのですが、単純に、民間の方を協定対象として、そこの協定がないと許可がされないとしますと、その対象者の方に実質上拒否権を与える結果になるわけですね。この資料は、そういうところも気をつけて整理をされたかどうかちょっとわかりませんが、多くのところが協定締結を前提にしているというのは、非常に面白い仕組みで、日本国内の法としてはあまりない法律かと思ひまして、この点を、国内法制化するときにはどの程度の仕組みにするのかということ意識的に考えておいたほうがいいかなと。そういうケースがあるかないかはわからないのですが、ちょっとそういう印象を持ちました。

磯崎座長 そのほかはいかがでしょうか。

二村委員 北村先生、いまの民間との提携が条件になるというのは、具体的に、例えばどの辺のことなんでしょうか。

北村委員 例えば、資料4の2ページ目のオーストラリアというところがございましてね。この限りでしか私も存じませんので、正確かどうかかわからないのですが、例えば「規制内容等」のところの上から三つ目のところに「利益配分」というのがございましてね。ここに、各アクセス提供者との利益配分協定の締結が必要だというふうなことが書いてあって、もしもこれが許可の前提と申しますか、基準の一つになっておれば、締結がないということになれば許可されない、こういうふうになるわけですね。そうすると、各アクセス提供者のほうで許可申請者に対して生殺与奪の権を持っている、拒否権を持っていると、こういうことになるというふうには読めるものですから、そういうことになっているとすれば、あまり日本の国内法では例がないやり方である。外国では、あるいはあるのかもしれませんが、国内環境法の観点から見ると、ちょっと珍しい仕組みだなという印象を持ったということでございます。

磯崎座長 二村さん、それでよいですか。

二村委員 はい。

磯崎座長 「協定」と、日本語の訳文になっているのですが、条約や議定書との関連でいくと、MATという言葉で使われている。それから、MATですが、通常は私契約、当事者間の契約という言葉で説明がされている、その内容です。

ですから、南アフリカ、オーストラリアで、同じように協定締結の義務、事前の義務というのが入っているのですが、これはMATで、代表的には当事者間の契約という形で理解をすればいいのかなと。

フィリピンのところが、公的機関との間で、この場合は undertaking と書いてありますけれども、そういうものを結ぶというので、そこにもしかするとちょっと違いがあるかもしれません。

背景は、生物多様性条約 15 条です。国内法令で MAT についての規制管理を定めることもできるという理解なので、法律の中で契約の締結義務ということ、あるいは、場合によっては契約の中身、さっき炭田さんからも指摘されていましたが、総売上の 2% 以上を配分するという契約でなければいけないという、そういう契約の中身まで法律が制限をかけるという形があります。ですから、契約の中まで入って法律が規制をかける場合と、それから契約の中までは立ち入らないけれども、当事者間で利益配分の契約を必ず結ぶ。結んでいることが法律上の許認可の前提条件になるという、2 種類あって、厳しいと契約の中身まで入るとい、そういうことではないかと思えます。

法律上、確かに契約の存在、あるいは契約の中身という、かなり厳しいかけ方になるのかなと。北村さんの意見は、そのような指摘であろうと思えます。

二村委員 ありがとうございます。

磯崎座長 そのほか、資料 4、あるいは外国が既にとっている、あるいはとろうとしている規制との関わりで、いかがでしょうか。

二村委員 南アフリカの対象者のところですがけれども、要するに外国の法人とか個人は、南アフリカの法人とか、自然人というのがちょっとわかりませんが、とにかく南アフリカ国民と共同で申請しないとけないということですよ。そうすると、フィリピンもですか、フィリピンは全然関係ないのでしたか。これは内外無差別というふうに判断するのか、これは内外差別なのかどちらなのでしょう、という質問なのです。

南アフリカのケースは、これは無差別なのですか。それとも差別なのでしょう。

辻田係長 先ほどの資料 6 では、外国人を区別した制度を設けている国として南アフリカは書いておりませんでしたけれども、ご指摘のとおり、南アフリカは法律において明確に外国人と区別して書いてはいないのでけれども、実質的に外国人を差別していると思えます。

鈴木(睦)委員 各国それぞれ対象資源というものを書かれているのですが、すごく長く書いているものと、簡単に生物資源と短く、例えばマレーシアですと、対象資源が「生物資源、生物資源に関連する伝統的知識、マレーシア全域」という感じで、ある程度簡単に書いていたり、南アフリカのほうを見ますと、対象資源の中で、「在来種の動物、植物、その他の生物で、生きている若しくは死んでいるもの、その派生物、遺伝素材」とあって、長くは書いてあるのですが、「その派生物」というふうに書かれた場合、どこまでが派生物かということ、南アフリカの人たちがこれは明確にこの法律の対象かどうかというところがはっきりわかるかどうかということがちょっと心配になるのですが、この対象資源についてのある程度の明確さやグレーゾーン等がよくわからないときに、誰がそれを判断し、その国の人がどういう形でそれを理解するのかということが、これだとわからないのですが、もしご存じでしたら教えていただければと思います。

山崎係長 法律の文書を見て記載しており、実態についてはわかっておりません。申し訳ありません。

磯崎座長 そのほかはいかがでしょう。

小幡委員 法的な問題ではないのですが、こういうものを実効的なものにするためには、それなりのお役所というのですかね、管理部署をつくる必要がありますし、さまざまな投資が必要だと思うのですが、こういうものを設定した、もしくは設定しようとしている国々は、その辺のコストといますか、人的なものも含めて、どのような計算をしているのか、その辺の情報はあるのでしょうか。

山崎係長 すみません。その情報もこちらでは得ておりません。

小幡委員 その辺の情報もないと、やっぱりコストとベネフィットというのは、私たちはこれを実効性のあるものにするためには考える必要があって、その辺の情報もぜひ収集していただきたい。単に法律で縛ればいいというだけでなく、縛った以上は、それを実効性のあるものにするためには、さまざまな仕掛けが必要だと思いますので、特にヨーロッパの国々がその辺のように考えておられるのかを、調査していただければ、検討する材料として非常に有用だと思いますので、よろしくお願いします。

磯崎座長 これまで議論に出てきていたのは、個々の企業などが新しい制度が導入されたときに、どの程度負担になるかということだったのですが、いまのように、制度そのものとして、あるいは行政的な管理などでどれぐらいのコストがかかるかという、そういう視点もはっきりということですね。

小幡委員 はい。

炭田委員 ご参考までに、私がフィリピンで体験した例を申し上げます。1996年に、ABSに関するフィリピン大統領令の施行を記念してワークショップが開かれ、私も出席しました。その時、「法律だけつくったが、それを実施する予算もないし、人もいない」とフィリピン政府の関係者が会場でぼやくのを聞きました。精神だけあるが実施は進まないというのが、フィリピンの国内関係者の一番苦しいところだと聞いています。

小幡委員 そのようなことがあってはいけないと思うので、発言させていただきました。

鈴木(睦)委員 今回、諸外国における国内 PIC 制度のガイドで、すごくよくまとまっているのですが、逆に、EU 自身は、ユーザーカントリーとしてのものしか資料では見えなくて、ちょっと自分の勉強不足で申し訳ありませんけれども、EU などで、国内 PIC 制度に関しての何らかの意見などをもし言っていたら教えていただければと思って。EU で、ユーザーカントリーとしての規制案はもちろん出されているというのは、前回も出ていましたけれども、今度は、国内 PIC 制度について EU はどう考えているかということについて。

辻田係長 EU は、EU として国内 PIC に係る条件を整備するような予定は特にはないものの、そうしたことについて話し合うプラットフォームという場を設けることを規則案に掲げています。

磯崎座長 そのほか、資料 4 ではよろしいでしょうか。

(はい)

磯崎座長 そうしましたら、資料 5 ですが、ある意味でこれが中心的な論点整理をしています。いまままで資料 4 で議論した内容もこちらには含まれていますが、この 5 の資料についてはどうでしょうか。

北村委員 利益配分という手法で、これは当然 ABS のもとである話なのですが、この仕組みを、私たちとしては、環境基本法のもとでどう位置づけるのかということはやっぱり整理しておかなくてははいけないと思います。受益者負担なのか、原因者負担なのか、これは法制局等の議論のときに当然問題になってくることでありましょうから、明示的には載っていないのでありますけれども、国内法の観点から、コメントをいたします。

炭田委員 資料 5 の「背景」のところですが、以下に述べるような趣旨で、もう一つパラグラフをつけ加えて頂きたいと思います。それは何かといいますと、今から 20 年前に、生物多様性条約の批准に関して日本政府内で議論されたと理解しています。生物多様性条約は国内での PIC 規制を義務づけるものではありません。現在、名古屋議定書の批准に関して議論が行われていますが、名古屋議定書も国内での PIC 規制を義務づけるものではありません。国内での PIC 規制に関して、主権的権利を行使するか否か、ということ判断する必要があるという点で両者は共通した状況にあります。

それで、20 年前の当時、日本政府内でどのような論点が出てきて、それをどのように議論し判断したかということについて記録があると思いますので、それを我々に教えて頂きたいと思います。また、当

時の条約交渉に参加されていた方が大学で現在も活躍されていると聞いていますので、外部講師としてお呼びして、当時の政府内の論点と判断の経緯を我々に教えて頂きたいと思います。

そして、当時の経緯に関して、この「背景」の説明の中にもう一つパラグラフをつけ加えて頂きたいと思います。それが委員や読者に対してはかなり重要な参考資料になるかと思えます。

まだほかにありますけれども、後でまた申し上げます。

藤井委員 前回ですか前々回、やはり国内 PIC が少し話題になったときに、私のほうから、国内 PIC はないほうがよいという意見が製薬企業の中では多いこと、その一方で危惧を持っている方もいるということをお伝えしたかと思えますけれども、最近やはりまた製薬協の中で話をしたところ、危惧というところについて少し意見が強くなったのかなと。その主なところは、この資料にも書いてあるのですが、やはり日本国内で適正に取得したという保証、証明がないことが、例えばそれを技術移転というか、例えば契約で、その事業を海外に導出することだってあるわけですね、そうしたときに、日本の証明がないような状況で本当に困ることが起きないのかなと。一番出たのはそのあたりだったのですが、いま現在、明らかにそういうことで支障があるような国というのはまだない、という理解でよろしいでしょうか。今後はひょっとしたらそういう国があるのかもしれないのですが、そのあたりをお伺いしたいと思います。

炭田委員 すみません。もし私でよろしければ。

磯崎座長 では、炭田さん。

炭田委員 デンマークが COP11 でのサイドイベント(ワークショップ)で、デンマーク国内措置案を発表しました。その特徴は、国内 PIC 規制はしないが、緩やかな届け出の制度とし遺伝資源がデンマークで取得された証拠を残す、という案です。研究者とか企業の方の中にはデンマーク案に関心を示した方もいました。これは、国内 PIC 規制をするか、フリーアクセスにするかという二者択一論でこの問題を議論するのではなく、それ以外の選択肢は何か、という3つの選択肢を用意することが賢明であることを示していると考えます。

昔、デンマークのバイオ関係の会社の方から聞きましたが、地球規模でビジネスを展開する上で、自社の扱う遺伝資源が適正に取得されたという証拠を持つ必要がある、そのため、例えば国際共同研究をする際はそういった証明書が入手可能なところでやりたいとのことでした。日本についても聞かれましたが、小生はそういう証明が出せる具体的な方法は思いつきませんでした。もしかしたら、デンマーク案はそのようなビジネス上の事情を反映しているのかもしれない。なお、付言しますと、デンマークは EU 加盟国なので、デンマーク案は EU Regulation 案が域内で議論される過程で修正される可能性もあるかと思えます。

藤井委員 どうもありがとうございます。いまお話を聞かせていただいて、デンマーク案あたりがいかなというふうに思いました。

どうもありがとうございます。

磯崎座長 そのほか。はい、どうぞ。

足立委員 質問というか、コメントなのですが、いまのこの論点の中で、一つちょっともしかしたら欠けているのかなと思いたしたのは、日本の国内でも、そもそもその地域でいろいろな遺伝資源を使ってきた、いまも利用しているという、そういう地域であったり、あるいは人々であったり、コミュニティというのがあると思うのですが、そういう方の権利あるいは利益は、こうした主権の権利の行為によってかなり左右されるのではないかと思うのですが、そういうことを挙げなくてい

いのかなと。あるいは、そういう地域だけではなくて、場合によっては国内企業でも、そういうのをうまく活用しているんな事業を築いてきたという場合があると思うのですけれども、そういう競争力に関しても、これはかなり影響するのではないかと思うので、それも一つ論点として挙げておいたほうがいいのかなと思います。

磯崎座長 いまのは、2ページのちょうど真ん中辺ですが、(2)の最初の黒丸で、いまのような、これまで利用されていて、そこに何か影響が起きるか起きないかというような趣旨でとりあえずここにはまとめられています。

足立委員 すみません、ちょっと説明が悪かったかもしれませんが、むしろそのアクセス環境を維持するというよりも、もちろんアクセス環境は維持する必要があると思うのですけれども、例えばそれが海外からのフリーアクセスがあると、あるいは持ち出しに関してそれがフリーであると、相対的にその権利が損なわれるようなことがある、あるいは保護されないようなことになると思うのではないかと。そのことは、ちょっとこの文章だけだと私は不十分なのかなというふうに思ったのですが、いかがでしょうか。

磯崎座長 そうすると、この(2)あるいは、その他というところでいまのような はい、どうぞ。

中澤課長補佐 いまのご指摘については、2番の「国内 PIC 制度を導入する場合に検討すべき論点」の(4)のところに、意識して載せているつもりでございます。ただ、いまのご指摘を踏まえまして、今後整理する中で、内容を詰めさせていただきたいと思っております。

外務省 いまの足立先生のことに関係するのですけれども、国内 PIC の検討は非常に精力的に資料を作成していただいて、大変感心しているのですけれども、条約でいろいろ要求しているところも、網羅的に検討するようにしていただきたい。いまの足立先生の関係で、議定書の6条2項の中には、原住民社会や地域社会が遺伝資源の利用について PIC を与えられるよう適当な措置をとるという条項がありますので、我が国としてもそのような措置をとる必要があるのかどうかということについては、やはり検討していただければと。

さらに言うと、国内 PIC をやるときには、遺伝資源だけではなくて、TK（伝統的知識）についても措置をとる必要があるかどうかということ、やはり検討をしていただきたいと思っておりますので、その場合は、我が国として固有の伝統的知識というのが存在するかどうかということも含めて、ぜひこの検討会でご検討いただければというふうに思います。

ちょっと、何点か発言のところで補足するようなコメントをしたいと思うのですけれども、EU のことですが、過去にも言ったような気がするのですけれども、EU の中では、基本的には、EU 加盟国の中での物の流れを阻害するような制度というのは、各加盟国はつくれないという基本的な考え方がありますので、そこと CBD の考え方を両立させるようなことをやると、EU として国内 PIC を規制するような国内法というのはつくれないのではないかとというふうに思います。

そういう観点から、環境省がまとめていただいた資料にも、デンマークはグリーンランドに関してだけ法律をつくっているというのは、デンマークに関してグリーンランドとフェロー諸島というのは EU に加入していないので、そういう意味では、そこに限定したような制度をつくっているということではないかというふうに思います。

以上です。

吉田委員 資料5についてですけれども、タイトル自体が「遺伝資源等に関する主権的権利の行使のあり方」ということなのですから、条約上は国内の遺伝資源を含む生物資源の開発の主権的権利を加盟国が持っているわけなので、それに異議を唱えるわけではないのですが、この遺伝資源の利用と、

その利益の還元という問題は、この条約ができる前、1982年に世界公園会議の中でこれが提案されたときというのは、まず国への利益というよりは、生物多様性自体への利益、絶滅危惧種であったり、あるいは生態系であったり、それを守るためにその利益を使おうというところから発想されてきたわけで、そういった視点は、やはりこの中にきちっと位置づけておくべきではないかなと思います。

したがって、最後のほうの利益の配分先というようなところにも、そういったことは関係してくると思います。

それから2番目は、いま足立さんからもお話がございましたけれども、この問題が次に問題になってきたのは、バイオパイラシーが問題になってきて、先住民の遺伝資源に対する伝統的知識などが無視され、それに対する利益が配分されないというところだったと思います。

私、前回ちょっと中座させていただいて、実は大学の実習で西表島に行き、その後台湾に行き、それから今年の初めのころはフィリピンに行き、ということで、この近辺の島の、別にABSの調査に行ったわけではなく世界遺産に関して生物多様性と文化の多様性の関係の研究や実習で行ったのですが、どこでも先住民の人たちは非常に植物などについて知識を持っておりまして、フィリピンのイフガオなどでは、薬になるという植物を教えてもらっていて、私は手を切ってしまったのですけれども、そしてすぐに隣の植物をもらって、血止めをしてくれましたし、それから、西表島では外来種ということで排除している植物はおひたしにして食べられたりとか、台湾では日本では外来種として駆除している植物を年寄りに飲ませると滋養強壮で長生きするのだという話もあったり、植物名は知っていますけれども、バイオインダストリーの専門家の方たちの前なので植物名は遠慮しておきますけれども、先住民の人たちがそのように利用しているからこそ、そういった遺伝資源の価値があるという部分がありまして、やはりそれについては、日本国内でもあり得るということですね。先ほど沖縄の話をしましたけれども、沖縄であったりとか、アイヌの方であったりとか、あるいはそれ以外の地域住民の方だったりとか、そういった方たちが持っている知識というのはあり得るわけで、そういった方たちの関与というのは(4)の最後に書いてありますけれども、そういった方たちの地域協定がいいのか、そういった何らかの形で還元されるとか、あるいは利益配分されるとか、そういったこと考え方が含まれていく必要があるのではないかなというふうに思いました。

以上でございます。

浅間委員 いまの吉田先生のお話が続いてなのですが、いまの薬草の使い方みたいなものは、地域で傳承されているだけではなくて、現在では既に多くの書籍になっていたり、既に公になっていたりするケースが多いと思います。また、それらが発展した場合は、医薬品という形になりますが、これらは承認基準等で管理されているという状況でございますので、そういったとき、還元する場所はどこにあるべきかということは、よく議論していく必要があると思っております。

それと、国内のそういった財産を、国内PICとは別に、海外からアクセスがあった場合どうするのですかということは、また別の意味で大きな問題だと思っておりますので、そういったことも検討の一つにさせていただきたいと思っております。

炭田委員 先住民と伝統的知識についての情報を共有させていただきます。

先週、クアラルンプールで開催されたアセアン生物多様性センター(ACB)主催のワークショップに参加しましたが、途上国間で伝統的知識と先住民等の話題がCOP10以降、増えているとの印象を受けました。遺伝資源に関しては、これまでの議論により問題点の全般的な把握がかなり進んだけれども、これと比べて、伝統的知識や先住民等は議論が相対的に未開拓なのでそちらのほうにフォーカスがだんだん移っているのではないかという印象です。CBDでは伝統的知識との関連で先住民問題が取り上げ

られますが、多くの国では先住民問題自体がかなりの国内問題であるという現実があります。

例えば、マレーシア連邦には 13 州ありますが、ボルネオ島にあるサラワク州とサバ州には先住民等が多いと聞きます。これらは自治性の強い州であり連邦政府に先がけて ABS 州法をつくり、サラワク州では先住民の伝統的知識に関するデータベースの作成も進めています。マレーシア政府は ABS 連邦法をつくらうとしていますが、サラワク州等との調整に時間を要しているようです。

ニュージーランドでは先住民族であるマオリ族とヨーロッパから来た人たちが建てた中央政府との間にある条約(ワイタンギ条約)に関連する交渉が進められており、この決着がつくまでは名古屋議定書の批准ができないとの声明文が COP10 前後に出されました。

もう一つの例はカナダです。カナダには 3 つのカテゴリーの先住民がいますが、その一つであるファーストネーションズ(First Nations)というカテゴリーには独立性の高い数百の部族がいるそうです。カナダ連邦政府は ABS 国内法の策定について各部族とそれぞれ調整しなければならないので、相当な時間とエネルギーがかかると聞いています。私の記憶では、カナダはまだ名古屋議定書に署名していないというのが現状です。

日本の場合は伝統的知識の問題は先住民族に関する国内法の規定に基づいて議論されたいと考えます。行政当局が想定されている時間枠の中でこの問題を扱うには工夫が必要かと考えます。WIPO の IGC 会合で伝統的知識はすでに長い歳月をかけて議論されているし、今後も続く問題だと思います。重要な問題だと思いますが、名古屋議定書に基づく国内の議論の文脈でこの問題にどの程度の時間をかけられるかに関しては、国際動向もよく念頭におかれて判断するのが賢明かと思います。

磯崎座長 そのほか、資料 5 の はい。

炭田委員 この論点ペーパーを限られた時間の中でつくられた事務局のご苦勞に感謝いたします。ちょっと意見を申し上げます。これは、欧州委員会が EU Regulation 案の作成にあたって、全体を適正に把握するための影響評価(Impact Assessment)を行いました。そのようなことをやるのが本来の趣旨だと思います。例えば、PIC 規制の是非を二者択一にされていますが、それ以外の措置を加えて三者択一という方法もあると考えます。それから、今回挙げられている検討項目の濃淡がどちらかの選択肢の方に偏っている印象もあります。この方法よりも、マトリックス方式で整理する方が比較しやすいのではないのでしょうか。例えば、横軸には PIC 規制がある場合、従来どおり PIC 規制がない場合、あるいは、それ以外の何らかの措置をとる場合に分ける。縦軸には、達成すべき目的は何か、そのためにどういう方法があるか、それにはどういう効果(悪影響、あるいは良い影響)があるのか、という欄を設定し、それぞれの欄に記入すれば、全体としての判断がしやすくなると思います。

もう一つあります。資料 5 の 1 ページの下から二つ目の見出しに、「遺伝資源等へのアクセス行為による生物多様性への影響の最小化」と書いてありますね。この「最小化」という言葉に、私はちょっと違和感を覚えます。最小化ではなくて「適正化」がよいのではないかと考えます。

最小化という言葉の背後に「環境保護(Environmental Protection)」のコンセプトがあるのではないかと考えるのです。保護(Protection)という観点から言えば最小化がよいのかもしれませんが、ところが、「環境保全(Environmental Conservation)」のコンセプトは、「保護」とは違って「保全(Conservation)」ですから、物を獲り尽くさないで、将来も持続可能なように利用しようというのが趣旨です。生物多様性条約はわざわざ「保全」を「保護」と区別して、条約の 3 大目的のうち、第一目的に「保全」を、第二目的に「持続可能な利用」を掲げています。名古屋議定書も生物多様性条約と同じ考え方の上にありますから、「遺伝資源等へのアクセス行為による生物多様性への影響を適正化」して、我々の子孫も現在と同じように遺伝資源の利用を享受できるような状況にする、という思想を明確に表現する方が

良いと思います。

西澤委員 さっき藤井さんから、事業を海外展開するとき等のバックグラウンドとして必要というように、本当に当事者としての必要性だったと思うのですけれども、それと同じように、国内 PIC が必要だという意見を持っている人の話を集めなければいけないのではないかと思います。いま私たちがいても、第三者的なところがあるかならあるので、と思います。

吉田委員 炭田委員のいまのご発言の部分でちょっと誤解があるのではないかと思います。(1)の二つ目の丸ポツは、自然環境保全地域や自然公園といった生物多様性の保全上重要な地域での話ですよ。それはやはりプロテクション優先なので、「影響の最小化」でおかしくないと思うのです。一般に国土全部だったら、おっしゃるとおりかと思いますが。

炭田委員 それに関してコメントさせていただきますと、アメリカのイエローストーン国立公園は、例えば微生物の利用のためのアクセスルートを明確にするために、規則を改正しました。その考え方として保護地域としての原則にのっとってやるのはいいのだけれども、それまでのルールでは微生物へのアクセスの扱い方に不明確な部分があったのです。保護地域も国民の税金を使って運営するのだから、国民の色々な目的に役立たいわけですね。文化的目的でもよいし、研究開発目的でもよい。そのために明確な手続きをつくっておけばよい。その遺伝資源を試したい研究者がいればその手続きに従えばいい。イエローストーン国立公園はその実例を示したと考えます。吉田委員の言われることと私の考え方は矛盾しないと思います。私は明確な手続の重要性を言おうとしているのです。

北村委員 結局これは財産権の話になってまいりますよね。自然公園に限定すると、いわゆる営造物公園なのか、ゾーニング公園なのかということで、全然違います。あれは基本的に国の持ち物、国家の内務省が管理しているところですよ。日本の場合は民間、民地に規制をかけているということですね。当然それは財産権者の影響がすごく大きくなります。日本国でやると、なかなかそれがうまくいかないので、基本的にどうするかということがありますね。

ただ、主権的権利というのは国家の話でありまして、その中で、個々の土地所有者の方がどう考えるか、これは別の話ですね。ほっておくと、これは公法的な規制がかかりませんから、民法の世界になってきます。絶対権を持っていますから、だめだ、使わせないと、こういう話にもなりかねないところですよけれども、これを公法的にどういう点で対応するか。憲法で申しますと、29条2項の「公共の福祉の制約に服する」と、こう書いてありますから、その内容を固めるのがこの作業の一つであろうかというふうに思っているのです。

ですから、原住民の社会、地域社会というのは、憲法上どういう権利があるのかというのは難しい話なんですけれども、財産権に関しては、それぞれの地権者の方の絶対権があるところから出発して、それを条約の全体の利用という観点から、どれくらいまいことソフトランディングさせるかと、こういう方向で多分議論が進むのだと思います。国の所有物とか公共財産の場合も、ある程度行き着く、思うとおりにできるかと思うのですけれども、民間は違うということですね。両方とも共通するような考え方として何が言えるかと、こういう二つの検討の視点が、おそらくこれから具体化するのではないかと考えております。

鈴木(健)委員 カルチャーコレクションをやっておりまして、いろんな人が菌を預けて、それをまた使っていただいているわけですが、いまの議論の中で一番自分として気になるのは、現場であると、実効性ということになってきて、例えば私どもでは、微生物を申し込んできた人に対して、また、預かったときに、まさにその文書に基づいて取り扱っておりますけれども、例えば海外の菌が来る場合も、それなりのルールのもとで扱っていますが、一番困るのは、証明書を出してくれというものがある

わけですね。多分これがこれからすごく大事になってくると思うのですけれども、我々も、当然、これは出せるというものと、これは出せないというものが、いま見えているわけなのです。特にこの中で、例えばこの菌が何ていう名前の菌であることの証明、これはもう多分学術的にもいま何であるかが出せるのですが、例えばいまこういうのを拝見していると、多分これから、これはどこでとった菌だということの証明を最後に出さなければいけなくなると、むしろ我々のような微生物のような見えないものを扱っていると、ついてくる文書、その証明の効力がすごく大事で、例えばダイヤモンドの鑑定書と同じで、そのようなことに考えてきた場合に、やっぱり権限を持っているところがどれだけの責任を持った管理ができるかというようなところに来るかと思います。

といいますのは、さっき藤井さんがおっしゃったように、全部の動きを全部証明する必要はないのですけれども、いざというときには、これは証明できる、または、これは証明する必要が将来あるだろうから、そのプロセスで取得するとか、そういうものに対して我々も対応していかなければいけないかなというときに、例えば日本のものだよという証明が必要になってくるというのは、外国とのやりとりの結果、それは、あなたはうちの国でとったのではないのですかというのに対して、実はちゃんと日本でとったのですよというのが必要になる。

いま我々が具体的にやっているのは、外国と一緒に共同研究をやったときに、サンプルについてこれは相手の国でとったものであることを、こっちも認めると同時に、両方で同じ材料を持ち合っ、て、いざというときにはその鑑定ができるという構造にして、物（ブツ）を担保にしておくことですね。それがさらに進めば証明書で足りるようになる。または、さらに相手の国にサンプルがなくても、日本のオーソリティだったら、相手の国もそれを信じてくれると、これが多分必要になってくるかなと思います。証拠の保全は片一方でもいいようにする。相手の国に必ずしもそういうコレクションがないときには、まさしくこれが必要になってきますし、相手の国がうちのほうも認めてもらわなければいけないという構造になるかなと、そういうあたりを備えて、実際取り組んでいかなければいけないかなという認識を強めたのですけれども、そのときに、先ほど小幡先生が言われたように、それを維持していくためにどれだけのコストを投じて、預かったときにどれだけのデータをとって、いざというときに証明できるかというのも必要なかなと思います。

そんなところが、やっぱり実効性というのは現場にいるとすごく心配になったので、ちょっと申し上げさせていただきました。

小幡委員 いまのフォローアップで、よろしいですか。

理研の場合、私のところも微生物を扱っているのですけれども、どこで採取しましたかという情報は、寄託者の申請で受け付けているわけです。そうすると、そのオーセンティシティというのですかね、それをどう担保するかというと、非常に難しい状況になると思います。寄託するときは、その研究機関なり、機関の長の公印なりサインがあるものを受け付けます。しかし、そこが、本当にそうですかと尋ねられ、「法的根拠は」とかいう話になると、とても難しい話になると思います。ですから、それは最大の努力はしますけれども、「保証」という話になると全く別次元の話になると思います。

ですから、私たちのところも、世界からいろんな微生物が寄託されておりまして、例えば炭田さんのおっしゃったイエローストーン株も私たちのところに米国の研究者から寄託されています。そういうのはやっぱり相手を信頼して受け入れるということで、それ以上の「保証」となると、それは全く違うレベルで扱わなければならないことになると思っております。大変難しい問題を含んでいるということをご理解いただければと思います。

鈴木（健）委員 ちょっと一言いいですか。

いまのような状況になったときに、その国のものであるということの証明が必要なとき、我々は、いまルートのはっきりしている、例えば欧米のコレクションから預かったヒストリーのわかるものか、または、とった人が寄託者のときには大原則として原産国の人からしか預からないとし、そうでないときには、共同研究者である原産国の人から預けることに対して証明というか、それを認めますというのをつけてもらう。特に相手側の大学の例えば学部長以上の人の担保などがついて初めて預かるというふうにしておけば、これはその国のだということが、いまできる最低限ですね。名古屋プロトコルが実際動き始めると足りなくなるかもしれないけれども、いまは、最大限そこまで、現状、将来に向けているというようなことで、つまり原産国の人自己責任で自分の国のものを出してくるというのでフォローするということです。

磯崎座長 そのほか。はい、どうぞ。

足立委員 もう一つちょっと、いままでの議論とは少し別のことになりましてけれども、確認させていただきたいのですけれども、この遺伝資源というのはまさに資源だと思うのですけれども、資源としての国全体にとっての価値というのは、これでカバーされているのでしょうか。

つまり、日本の国の資源であるので、その国の資源としてどういうふうにその価値といったものを保護していくのかということに関してというのは、この論点の中でカバーされているのでしょうか。ちょっとそれがよくわからない。

磯崎座長 3ページの(5)で、契約主体とか契約内容に関わります。例えばその中で、売買した当事者間だけではなくて、その資金は国全体としての生物多様性保全や遺伝資源の保全あるいはその管理に使われるという趣旨が、(5)の最初のポイントに含まれているのかどうかということだと思います。そういう点をもう少し明確にすればいいですか。

そのほか、5の資料について はい、どうぞ。

二村委員 3ページ目の(3)の「人的範囲(内外差別)」というのがありまして、当然この後の資料6で話し合われる内容だと思うのですけれども、ここで規定している「外国人(企業)」というのは、どういうふうに規定されているものなのでしょうか。例えば、日本に居住していて、在留の外国人の方もこれに入るのか、それとも、ベースは海外にあって、日本に、例えば出張なのか、旅行かなんかで来て採取をする人も対象にしているのか。企業も、どのように規定されているのか、教えていただきたいのですけれども、どこかに規定されていませんか。

辻田係長 ここでは特に規定していません。資料6の最後でご説明したように、そもそも外国人を区別する必要があるのかどうかを検討する必要があります。必要があるとした場合には、その理由は何かを考えた上で、外国人と日本人を区別する設定を行うにあたり、外国人をどういうふうに定義するかということだと思います。

炭田委員 インドの国家生物多様性法やその規則を読まれましたか。

二村委員 はい。

炭田委員 インドは非常に厳密に区別しています。例えば、国籍はインドにあっても外国に居住するインド人は外国人の扱いになります。インドにある企業で従業員が100%インド人でも外国資本が入っていれば外国企業の扱いです。相当に細かい規定で外国人を区別しています。

日本人は一般に精緻な発想をする国民性を持ちますから、内外差別をやろうとしたら、極めて煩雑な状況が発生するだろうと懸念します。

二村委員 なぜそういう質問をしたかといいますと、アクセス・アンド・ベネフィット・シェアリングという、そのアクセスということではなくて、海外に生物資源が、遺伝資源が持ち出されることに対

して規制をかけようという考え方も一つあると思うのですね。その場合に、日本国内に登記をしていて、研究所を持っていて、外国人が研究していようが、日本人が研究していようが、資本がどこであろうが、日本国内にベースのあるところを外国人として考えるということになると、おそらく内国民待遇というのにもろにひっかかってくるのかなと思うのですけれども、日本人と同じように利用してもいいですよと考える考え方がすごくあり得ることだと思うのですけれども、先ほど足立さんがおっしゃっていたことにもしかすると関係するかもしれませんが、外国の生物資源を取り扱う際には非常にいろんな規制があって、難しいと。それにもかかわらず、日本の生物資源は、外国の人はわりと自由に利用できるということに対して、ステークホルダーの皆さん、いろんな利益や目的があってという方は、もう少し深いところで考えられると思うのですけれども、一般の人たちというのは、どちらかという、何でそんなアンフェアなの、というのとか、日本の財産が外国にどんどん持ち出されているということに対して危機感を持っている人というの、おそらくいるのではないかなと思うのですね。

僕は、足立さんの質問は、そういうことがこれでカバーされているのかということじゃないかというふうに感じたのですけれども、その線の引き方をすれば、日本国内にいて、日本国内で研究している人、開発をしている人に関しては、日本人と同じ内国民待遇で、全く問題ないと思うのですけれども、外に持って行ってしまうことに関しては、例えば日本人が持っていく場合でも、やっぱり線を引くという考え方というの、もしかするとあるのかなというふうに感じました。

以上です。

磯崎座長 そのほか、資料5で、ないようでしたら、続けて資料6、いま後半で話題がそちらへ行っていました、WTOとの関わりで、内外無差別についてのこのような論点があるという整理ですが、この点に関してはいかがでしょうか。

炭田委員 上から順番に行かれるのですか。それとも資料6のどの部分でもいいのですか。

磯崎座長 はい。

炭田委員 では、資料6の3ページ目ですね。枠で、で、「名古屋議定書における関係規定及び交渉での議論」というところで、その下、「交渉における関係する議論」というのがあって、最初ポツがあって、「第7回締約国会議」というパラグラフがありますが、そこについてちょっと申し上げます。

ここの記載が不十分なので修正して頂きたいと思います。第7回締約国会議（平成16年）での交渉において、「日本は、遺伝資源へのアクセスに係る制度が外国人に対して差別的なものとならないように（non-discriminatory）すべきと提案したが、この時点では各国からの賛同は得られず」でピリオドになっています。実は、私も政府のデリゲーションの一員として参加しまして、日本人数人うちの一人として対応しましたので、その情報を共有させていただきます。

non-discriminatory にすべきだという日本の主張が、最初は各国から賛同を得られなかったのは確かです。特に強く反対したのが、ブラジル、エチオピア、マレーシアです。結局、議長の指示が出て、日本とその3カ国は別室で協議し、合意できた点を報告してくださいという、ことになった。

結果としては合意文が得られました。具体的には、non-discriminatory という言葉は、avoid arbitrary treatment、つまり「恣意的な処理は避けて」という表現で置き換えることにより合意に達したのです。双方が自分達の主張が反映されていると読んだためです。この文は公文書に記されています。以上が第1点です。ちなみに、「恣意的な処理は避けて」という表現はその後維持され、名古屋議定書もその文章になっています。

次は第2点目です。その下のポツの第7回ABS作業部会（平成21年）では、「国内のABSの枠組みを適用する際には、他の締約国の利用者を差別するべきでない」旨のEUからの提案テキストをもとに

議論が行われたが、合意に至らず、とあります。この「他の締約国の利用者を差別すべきでない」という記載は正確でなく、EU 提案の実際の言葉は「他国からアクセスする利用者間での差別をするべきでない」ということですので、修正していただきたいと思います。また、第 7 回 ABS 作業部会（平成 21 年）と書いてありますが、第 9 回の作業部会においてそういうことがあったことは確かですが、第 7 回については小生には定かではありません。記録をご確認頂きたいと思います。

以上です。（ HP 掲載資料はご意見を踏まえて事務局にて修正済み）

磯崎座長 資料 6 に関して、そのほかはよろしいでしょうか。

（はい）

磯崎座長 そうしましたら、時間との関係で、資料 2~6 までは以上で終えます。中の論点にも出てきていたところですが、特に資料 5 の整理の仕方を改善する必要がありそうです。2 ページ目の真ん中辺の（2）です。（2）に関わる事柄がいくつか、ここに書かれてあるだけではなくて、あるいは、それをもう少し詳しく書いて、ということが指摘されています。その前のページから続いている（1）の裏返しに（2）には当然なります。プラス面とマイナス面、それから、それについてどうしたらいいのかがもう少しわかるように。その点でいくと、1 ページの下半分から 2 ページの上部のところですが、プラス面を書きながら、あるいは、一つの文章でこういうプラスがあるがこういうことも検討しないといけないということを一つの文章に入れているところがあります。こういうメリットがあるということと、そのメリットを実現するためにどんな手続や制度を考えなければいけないかが分かっていると、もうちょっとわかりやすいのだろうと思います。

それから、1 ページからの（1）ですが、黒い丸印で、最後の一つを除いて、プラスの効果を書いているのですが、最後の「研究開発等への影響」はマイナスの効果を書いています。PIC 制度を導入するときに、プラスの効果のものとマイナスの効果のもの、それから、導入しないときも、プラスの効果のものとマイナスの効果のものという整理です。おそらく炭田さんがマトリックスにするとわかりやすいというのは、そういうことだと思います。1 ページ~2 ページのところをそのような形で構成し直して、それから、それぞれについて、こういう論点の整理、こういうことを考えなければいけないというのは、2 ページ~3 ページにかけて書いてある、何を検討しなければいけないかの内容なので、そちらへ移してしまってもいいのかなと思います。それで、3 ページで整理してある事柄については、今日も大分意見が出ましたので、それらも含めて書き直すということで、わかりやすくなっていくかなと思います。

2) 国内措置のあり方に関する論点について

磯崎座長 それでは、最後の資料ですが、資料 7、これについての説明をお願いいたします。

山崎係長 資料 7 には、前回の検討会において、EU 規則案などをもとにご意見いただいた内容を掲載しております。いままで使っていた論点表の中の下の段のところにご意見を追記しております。前回の検討会の後でさらにまた検討をいただいて、ご意見のある方がいらっしゃれば、いただければと思います。

簡単に概要の説明をさせていただきますと、（1）の遵守に関する論点についてのご意見は、できるだけ多くのステークホルダーから意見を聞くという EU の進め方は見習うものがある、商業化前にも届け出の義務が発生しないのは好ましい、また、実施に関する問題が何点か指摘された点、さらに「優良事例」や「信頼あるコレクション」の制度は日本で実施しているコンセプトと同様でなじみやすいというご意見、もしくは、その信頼あるコレクションの認定が大変難しい問題であるというご意見、EU と日

本のルールが互換性あるように配慮して国際的な流れが止まらないようにしてほしい、というご意見などがございました。

次のページに行きまして、(2)の適用範囲に関するご意見といたしましては、日本においてもう少し遺伝資源の範囲をはっきりさせるべきというご意見や、病原体について除外する、あるいは簡便な手続にする、また、検定菌に関連しまして、病原体についても同様に使い方の制限とあわせて考えるべきではないか。また、伝統的知識についての解釈をもっと議論したいというご意見などもございました。商業的な利用と非商業的な利用への対応につきましては、商業化前に届出義務が発生しないのは好ましいというご意見や、EUの方法は煩雑さを減らす配慮がされているというご意見がございました。

次のページに参りまして、ITPGR-FAの関係については、ITPGR-FAを適用しない植物の範囲が不明確であることから、できれば、植物全体がITPGR-FAのほうで行われるということを確認にさせていただきたいというご意見がございました。

次に、(3)のチェックポイントのモニタリングにつきましては、特許庁や医薬品の承認審査機関がチェックポイントになることで、出所開示をしない場合には、その特許などが無効になるのではないかと、そういうことは避けてほしいということで、EU案はかなりその点で産業界や学術界のユーザーに対して相当配慮されているのではないかとご意見がございました。

情報の収集と提供につきましては、機密保持をできるだけ、EUに倣ってできるような制度にしてほしいというご意見がございました。

次のページ、(4)の不履行の状況への効果的な対処については、モニタリングを實際上どうするかという問題、罰則につきましては、EUで罰則の適用前に一段階、違反がはっきりしたからすぐ処罰ではなくて、状況を改善するチャンスを当事者に与えるということがいいのではないかとご意見がございました。

国内PICにつきましては、あまりご意見はありませんでしたが、学術界においてはフリーアクセスが望ましいというご意見がございました。

以上でございます。

磯崎座長 これはずっとこの検討会での議論や論点をまとめてきていて、今回は特に、いま簡単に説明していただいたEU案が出たことを前提にした箇所をつけ足しています。

いまのEU案に関連するところを含めてですが、この資料7について何かご意見がありましたら、どうぞ。

鈴木(睦)委員 個々の箇所を言うと、一つ一つがすごく大きな課題で、全体的な進め方として、この課題に対しての進め方がちょっとまだ理解していないもので、今日はどの程度まで議論するという方向性を教えていただければと思います。

磯崎座長 資料7については、これは実際の発言や意見に基づいていますので、例えば自分の発言した趣旨が書かれているけれども、本来の趣旨と、この文章だと違っていると、あるいは、ほかの人が発言したことで、自分が理解していたのは、ここでまとめられているのと違うとか、というような、そういうことがありましたら、何かありますか。

炭田委員 私は、二、三日前に出張から帰ってきてまして、これをメールでいただいたのですが、スクリーンが非常に小さくてなかなか読めなかったの、読むのが不十分だったので、もしもあとで修正したいというときには、そういうチャンスを与えてくださればありがたいのですけれども。

磯崎座長 それは随時、気がついた時点で事務局へお送りいただければ。

そのほか、資料7についてはどうでしょうか。

中心になっている資料5なども、これをベースにしてつくってきていますので、そういう意味で、一番ベースになる資料だと思います。

炭田委員 資料6で、非常に細かい点ですけども、いいですか。

磯崎座長 はい。

炭田委員 資料6で、これはもう既に山崎さんが言われた、3ページで、非常に細かい話だけれども、整合性という点でちょっとだけ申し上げます。

資料6の3ページ、真ん中ほどで四角に囲ったすぐ上のところですね。「現時点で把握しているところでは、インド及びフィリピンを除き」云々というのですが、フィリピンは、山崎さんの資料では「無差別」と書いてあるし、私も無差別と理解していますから、フィリピンは削除して、南アフリカというふうに辻田さんは南アフリカと言われたので、ちょっと私、中座していて聞き逃したかもしれませんが、念のために。

辻田係長 資料の整合性がとれていなくて申し訳ございません。フィリピンですけども、外国人に対して申請料が異なっていて、また、国民と共同で研究するような形とすることという手続上の違いも少しありますので、ここに記載させていただきました。

炭田委員 そうですか。わかりました。

磯崎座長 資料7や6に限らなくて結構ですが、今日の全体を通じて、何か質問やご意見がありましたら。

北村委員 資料5について、2ページ~3ページ、「導入する場合に検討すべき論点」というところがあります。小幡委員もおっしゃったように、実施体制をどう考えるかというところは避けて通れない点かと思います。理屈では、国の直轄事務にするのか、条約ですから、自治体に法定受託事務でおろすのかということがありましようけれども、いまは法定受託事務がつくれる時代ではありませんから、自治事務となると、ちょっとこれは自治事務という感じの事務ではないなということですね。結果的に国の直営事務になるのかなというふうにも思います。

そういうときに、環境省の専管法とするのか、共管法とするのか、どちらが日本国にとっていいのかと、これは議論があらうかと思います。執行リソースが限定されて、フィリピンは、炭田委員のおっしゃるように、ゆるゆるみたいな感じなのですが、日本と同じ面がありますから、やはり身の丈に合ったものをつくっていかざるを得ないとおっしゃるときに、どういう手法でこれをやっていくのかということが当然問題になります。

そういうときに、いわゆる強制手法でいくのか、それが無理だとすれば、いろいろな手法、情報や経済など、そういうものを使うのか。仕組みづくりを射程に入れて、結果として条約の履行を確保することが大事かと思ひまして、その体制についても、括弧いくつかで挙げて、いくつかの論点ということが実際に必要かと思ひます。

また、承認ですかね、証明とおっしゃったと思ひますけれども、これを直営でやるのか、指定法人でいくのか、これはいろいろと国内法、関連法がございますから、そういうところも追々認識していかざるを得ないのかなと、こういう印象を持っております。

磯崎座長 ありがとうございます。

どうぞ。

外務省 省庁から今さらコメントをするのも申し訳ないのですが、ちょっと気になった資料5の(2)の最初ポツなののですが、CBDの建前自体が正しくベネフィットシェアリングをするということが、長期的に見れば持続的な利用を促進していくのだという考えなので、これまでどおりフリー

アクセスにすることが国内資源の探索の促進と利用の促進につながるという書き方は、ちょっと一面的なので、確かに、フリーアクセスすることが利用についてのコスト削減につながるというのは言えると思うのですが、これが利用の促進につながるというふうに書いてしまうことについては、もうちょっと検討する必要があるかなと思いました。

磯崎座長 そのほか、どうでしょうか。全体的に。

委員の方々のほうでは大丈夫でしょうか。

(はい)

磯崎座長 そうしましたら、外務省からは発言がありましたが、そのほかの省庁の方ではどうでしょうか。

(なし)

磯崎座長 よろしいですか。

環境省側では、何か特にありますか。

よろしいですか。

(なし)

3) その他

磯崎座長 それでは次の議題ですが、その他ですが、何か準備されているものはありますか。

(なし)

磯崎座長 その他はないということで。

そうしましたら、今日の議題については以上で終了したいと思います。ご協力ありがとうございました。

それでは事務局へ。

中澤課長補佐 本日は、大変活発な議論をありがとうございました。

次回検討会は、ご案内させていただいておりますように、1月30日に開催したいと思います。本日は外部有識者についてのご意見、アイデア等をいただきましたので、そういった外部有識者の方をお招きしながら意見交換を進めていきたいと思っております。

それでは最後に、亀澤自然環境計画課長よりご挨拶をさせていただきます。

亀澤自然環境計画課長 本日は、長時間にわたりましてご検討をいただきまして、大変ありがとうございました。

今回は、国内PIC制度についてどう考えるかということについてご議論をいただきました。1回目の議論ということで、論点としてこなれていなかったり、あるいは整理の仕方でまだまだ足りない点があったりしたと思っております。本日のご指摘を踏まえて、整理をさらに進めてまいりたいと思っております。

引き続き、年明けの第5回、第6回の2回で有識者の方々からのご意見をお聞きして、さらに議論を深めて参りたいと思っております。その上で、年度内、具体的には第6回ときには、国内制度に関する全体的な論点について、先ほどの資料7もありますけれども、全体的な論点の整理を進めてまいりたいと思っております。その後、来年度に入ってから何回か検討会を開催することになると思っておりますけれども、できれば夏ごろには検討会としての報告をまとめていただければという気持ちであります。

本日は、年末の何かとお忙しい中お集まりいただきまして、大変ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の検討会を終了いたします。ありがとうございました。

以上